

兵庫県福祉サービス第三者評価
評価結果報告書

施設名 : 多可町立キッズランドかみ
(幼保一体化施設)

評価実施期間 2018年7月11日 ~ 2019年3月31日

実地(訪問)調査日 2018年12月12日

2019年3月6日

特定非営利活動法人

はりま総合福祉評価センター

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 はりま総合福祉評価センター

② 施設・事業所情報

名称：	多可町立キッズランドかみ	種別：	幼保一体化施設	
代表者氏名：	萬浪 久恵	定員（利用人数）：	310（161）名	
所在地：	〒679-1211 兵庫県多可郡多可町加美区的場82-1			
TEL：	0795-30-7770	ホームページ：	https://www.town.taka.lg.jp/kids-kami	
【施設・事業所の概要】				
開設年月日：平成23年4月1日				
経営法人・設置主体（法人名）：多可町				
職員数	常勤職員：	29名	非常勤職員：	9名
専門職員	（専門職の名称）			
	幼稚園教諭	5名	保育補助	2名（2）
	保育士	21名（1）	臨時保育士	5名（5）
	養護教諭	1名	園務員	1名（1）
	調理員	3名		
施設・設備の概要	職員室（会議室、給湯室、倉庫、保健室含む）		1	
	乳児クラス（早延長クラス含む）		3	
	2～5歳児クラス（早延長クラス含む）		9	
	遊戯室		1	
	調理室		1	

③ 理念・基本方針

豊かな心をもち、自然にふれ、ひとり、主体的に遊び子どもの育成を目指します。
健康と安全を確保、子どもの人権を尊重し一人一人が主体性を発揮できる保育・教育を行ないます。

家庭・地域・学校と連携をはかり、健やかな子どもの育成と子育て支援を推進します。

【方針・取り組み】

- ・豊かな感性、心情、思考力を養うために様々な自然体験を多く取り入れます。
- ・心地良く生活し、のびのびと活動できるように温かさにあふれた家庭的な雰囲気を作ります。
- ・十分に自己を発揮できるように、子どものありのままの姿を認め、受容します。
- ・感情豊かな人とのかかわりの中で、愛着心と信頼感を育てます。
- ・食べ物への興味や関心を育て、感謝の気持ちをもって、食べることを楽しみにできる環境を作ります。
- ・自然にふれる中で、不思議さや命のつながりを体験し、温かな感情を育てます。
- ・友達と一緒に過ごす楽しさを味わい、お互いに育ち合う関係を築けるようにします。

- ・健康・安全に配慮した環境を作り、基本的な生活習慣が身につくようにします。
- ・小学校への円滑な接続のため連携をはかり、子どもの発達と学びの連続性を確保していきます。
- ・子どもの好奇心や探究心を育て、自ら学ぼうとする意欲がもてるような環境を作ります。
 - ・戸外でのびのびと遊び、体力づくりを進めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組

多可町の教育方針に基づき、ふるさと多可町を愛し、自立してたくましく生きる子どもの育成

- 担当制による乳児保育
- エリア遊び（3～5歳児）＝好きな遊び
- 地域との交流会
 - 婦人会（おにぎり作りと給食のおかずをお弁当箱に詰める＝3歳児）
 - 老人クラブ（戸外へ散歩）
 - 老人ホームや社会福祉協議会（ゲームや肩たたき）
 - 祖父母ボランティア（いものつるさし、芋ほり、焼き芋大会、とんど）
 - にこにこボランティア（プール掃除、運動会のプログラム作り、クリスマスカード作り、園外保育の付き添い）

⑤ 第三者評価の受信状況

評価実施期間	平成 30年 7月 11日（契約日）～ 平成 31年 3月 31日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初 回（平成 年度）

⑥ 総 評

◇特に評価の高い点

- **地域の子育ての拠点施設として、多様な保育・教育の構築に努められています。**
 地域の子育て拠点施設として、地域の課題や問題点を明らかにし、乳児保育から幼児教育まで、幅広い取組が行われています。また、地域の老人クラブをはじめ、多くのボランティアや関係機関との連携のもと、地域の社会資源を日常の取組に活用されることで、地域に根差した保育教育を行っています。
- **自然が豊かでゆったりとした環境のもと、環境を通して行う保育・教育が実践されています。**
 自然の木材を多く取り入れたゆとりある空間のもと、手作りの遊具などの工夫が見られ、子どもたちがのびのび過ごすことのできる環境を整備しています。また、3・4・5歳児が好きな遊びを選んで活動する、エリア保育（外遊び）を行っており、5歳児はグループ活動をするなかで、ルールが身につくよう指導し、子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる保育を展開しています。
- **教育課程にもとづいて、子どもの発達段階に合わせた保育・教育が展開されています。**
 保育の理念、保育の方針や目標に基づいて、子どもの発達過程や家庭の状況などを踏まえ、教育課程を編成し、年齢に応じた子どもの目標を立てて、保育にあたっています。また、年間3～4回心理士による巡回相談、北播磨特別支援学校による巡回相談にて生活の様子を見て頂き、指導を受けたり、保護者の同意のもと、医療機関や専門機関への発達相談等と同行し、個人の発達に応じた保育・教育が展開されています。

◇改善を求められる点

- **中・長期的なビジョンも含む園独自の事業計画を明確にし、体系的な事業運営の仕組みづくりが望まれます。**

社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するためには、町の計画だけではなく、それぞれの園の視点に立った計画が必要となってきます。今後は、利用者の状況や事業所運営における様々な側面を踏まえ、これからの事業に対して、園独自の実施する保育・教育の内容、組織体系、設備の整備、職員人材育成等を具体的に示した事業計画の策定が必要です。

- **定期的なアセスメントを通じて、一人ひとりの子どもの特性に応じた保育や取組を明確にしていくことが重要です。**

教育課程や指導計画によって、保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる保育・教育方針を確立していますが、一人ひとりの子どもの特性に応じた保育や取組については、十分な仕組みが確立していません。今後は、保護者の意向をはじめ、子どもの特性やニーズを把握するための体系だったアセスメントを実施することによって、より子どもの実態に即した保育・教育を展開されることが望まれます。

- **記録の活用など、保育に関する情報について整理され、保育所内の全職員で共有していくことが重要です。**

保育マニュアルや保育課程によって、保育の目的やねらいを明確にし、ベースとなる保育方針を確立していますが、その周知と活用については、十分な仕組みが確立していません。今後は、業務水準の確保や継続的・安定的にサービス水準を保つために、基本的な保育の標準化について、具体的な保育場面での実施方法を文書化し、非常勤保育士をはじめ全職員に周知し、共有していくことが大切です。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

公立として弱い部分を知ることができました。

それぞれの分野において行っていることもあったのですが、それを紙面に残す、マニュアルとして記載することが抜けています。

資料を作成する過程や訪問調査を受けたことは受けたことは、とてもよい勉強になりました。来年度にいかしていきます。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）にもとづいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<コメント> ○ 多可町の教育方針に基づき、理念・基本方針をホームページや要覧に記載しており、年度当初の全体職員会議等で職員に周知するとともに、年度当初の保育参観日、総会を通して保護者に周知しています。また、理念や基本方針は見直したり考え直す機会を設けています。 ○ 今後は、多可町の方針と園における保育の理念と関係性を明確にされ、継続的に職員、保護者への周知状況を確認していくことを期待します。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> ○ 町の子ども未来課と協働で全国的、県、町全体の状況を把握し、多可町における現状、社会福祉の動向や地域の利用者のニーズを分かりやすく明示しています。また、利用状況を数値化し、運営状況を明らかにしていることがうかがえました。 ○ 今後は、町の子育て支援計画等の分析を通して、園としての地域での特徴、変化や利用状況を把握していくことが望まれます。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> ○ 多可町全体での課題や問題点は現状分析によって、次年度の民営化に向けた運営上の課題を明確にし、今後の方向性として具体的に検討を進めています。 ○ 今後は、運営に関する課題を職員に共有し、改善に向けての取組を進めていくことが期待されます。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-①中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「多可町子ども・子育て支援事業計画」を中・長期の計画として位置づけ、認定こども園としての機能充実や民営化に向けた検討を掲げ、その目標を分かりやすく明示するとともに、必要に応じて見直しが行われています。 ○ これらの計画をもとに、園独自の具体的な中・長期的な事業計画を明確にしていくことを期待します。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園運営に関わる園独自の単年度の事業計画の策定には至っていません。今後は、町の「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえて、園独自の運営にかかわる具体的な計画の策定が必要です。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子ども・子育て支援事業計画」は、所長が参画のもと、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて、定期的に評価され見直しが行われています。 ○ 今後は、事業計画の策定にあたって、より多くの職員が参画できる仕組みを検討されることが重要です。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育・教育の内容については、保護者会総会や園だよりを通じて周知を図っていることがうかがえますが、事業に関する計画の周知には至っていません。今後は、事業計画について、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の具体的な方法の確立が望まれます。 		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年2回、定期的に保護者アンケートと自己評価を実施し、それをもとに職員会議で質の向上に向けた取組を行っています。 ○ 今後は、評価結果の分析を踏まえた新たな取組を明確にし、実施していくことを期待します。 		

9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者アンケートと自己評価について集計され、取り組むべき課題を明記しています。 ○ 今後は、明記された課題に基づいて、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みを構築していくことが望まれます。 		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 園長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長は、園だよりと職務分掌を通じて、所長の考えや役割と責任について明示し、会議や研修において周知されています。 ○ 今後は、有事(災害、事故等)における園での権限委任等を明示することで、所長の役割と責任について、さらに明確にしていくことが望まれます。 		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長は遵守すべき法令の把握に努められ、取引事業者、行政関係者と適正な関係を保持していることがうかがえます。また、人権に関するインターネットを利用した学習形態(eラーニング)を通じて、園として、遵守すべき内容の学習が行われています。 ○ 今後は、所長として保育所の遵守すべき法令について整理され、職員に周知していくことが望まれます。 		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長は、保育の質の向上を目指し、自ら保育の質について自己評価を行い、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮していることがうかがえます。 ○ 今後は、職員の意見を反映するための具体的な体制を構築するなど、保育の質の向上に向けた体制づくりが望まれます。 		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所長が各職員の勤務状況を把握し、町の総務課と連携を図り、働きやすいよう職員との面談を行い、働きやすい環境づくりに取り組んでいます。 ○ 今後は、運営の改善や業務の実行性の向上に向けて、具体的な体制の構築に取り組まれることが望まれます。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人的な人材確保の試みはうかがえますが、公立施設のため、人事管理については町で一括管理されており、町の体制整備にもとづいた人材の育成が図られています。 ○ 今後は、保育の提供に関わる専門職の配置や活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画を策定していくことが重要です。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町において人事基準が定められ、それにもとづいて人事評価制度が導入されています。 ○ 今後は、人事管理に関する仕組みを職員に周知することによって、さらに人事計画、人事考課、研修が一体となった総合的な仕組みづくりとなることが望まれます。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 町の総務課において、時間外労働などの就業状況を把握し、適切な労務管理を行っています。福利厚生に関しては、町の職員互助会や組合に応じて様々な事業が実施されており、年間を通して利用できる仕組みが確立しています。 ○ 職員の悩み相談など、メンタルヘルスの取組を行っており、心身ともに健康・安全に努めていることがうかがえます。 ○ 今後は、保育園の特性に配慮し、専門職の確保、定着の観点から、ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場づくりに関する取組を期待します。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町における人事評価制度に基づいて、正職員一人ひとり個人管理シートを作成し、職員一人ひとりに応じた目標を設定し、達成状況など面談を行い確認する取組が進められています。 ○ 今後は、これらの職員の育成に関する仕組みが定着していくことを期待します。 		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 園の掲げる保育、教育目標に基づいて、専門資格の明示されたキャリアアップに関する研修の取り組みが行われています。 ○ 今後は、外部研修を含めた研修計画や研修カリキュラムを明確にすることによって、計画的な教育・研修を実施することが望まれます。 		

19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外部研修やキャリアアップ研修を通じて、職員の経験や習熟度に配慮し研修の場を設け、職員一人ひとりの研修の機会を確保しています。 ○ 今後は、個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を明確にし、職務を通じた研修（OJT）の仕組みを構築していくことが望まれます。 		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 実習生受け入れについて、オリエンテーションの実施方法等の項目が記載されたマニュアルを整備し、養成校との意見交換のもと柔軟な対応を行っています。 ○ 今後は、専門職種の特性に配慮した園児の年齢別の実習プログラムを作成するとともに、実習を行う職員に対して研修の充実が望まれます。 		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町のホームページにおいて、園の基本的な情報や取組内容を公開し、園の取り組みや様子については多可町テレビや町の広報誌にて、地域住民へ周知を図っています。 ○ 今後は、運営の透明性を確保するために、地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容など、さらに積極的な情報公開が望まれます。 		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町としての経理、取引に関するルールが適用され、園務分掌表において、責任と権限が明確になっています。 ○ 今後は、定められた運営のためのルールや仕組みについて、職員に周知していくとともに、透明性を確保するためのチェックする仕組みを明確にしていくことが望まれます。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理念の一つに地域連携を明確に掲げ、地域情報のチラシを配布したり、地域の婦人会や老人クラブ等の協力による行事やプログラムを取り入れて、地域との交流を行っています。また、祖父母ボランティアや保育ボランティアを積極的に受け入れ、日々の保育の中で、地域との関わりを重視した取組がうかがえました。 ○ 今後は、地域における保育園の位置づけをより明確にしていくことを期待します。 		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ボランティア受け入れマニュアルを整備し、保育ボランティアや学生ボランティア、トライやるウィークや高校生の体験などの受け入れを積極的に行っています。 ○ 今後はボランティアを受け入れるにあたり、基本姿勢を明文化し、子どもとの交流において必要な研修等の実施が期待されます。 		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町要保護支援連絡会や多可町青少年問題協議会を通じて、関係機関との定期的な連絡会に参加し、地域の子ども、保護者のケアに取り組んでいます。 ○ 今後は、関係する社会資源など関係機関・団体との連携について、子ども、保護者支援のための関係機関、団体をリストアップし、職員に周知していくことが望まれます。 		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 保育所が有する機能を地域に還元している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て・教育に関する講演会を企画し、地域への参加を呼びかけるとともに、園の行事やオープンスクールに多くの方が来園出来るよう広報しています。 ○ 今後は、園庭開放や子育て支援サークルへの支援など、施設を利用した情報提供、地域防災等により、地域貢献への取組を明確にしていくことが望まれます。 		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運営委員会を通して、地域の民生委員、自治会、婦人会、老人クラブ、町議員から意見を聞くことで、地域の福祉ニーズの把握に努めています。 ○ 今後は、保育所のある地域に必要な社会資源や福祉ニーズを整理され、それにもとづいた取組を計画していくことが望まれます。 		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの人権を尊重し一人ひとりが主体性を発揮できる保育」を基本方針に掲げ、多可町人権学習研修会に参加し、子どもが互いを尊重する心を育てるための保育を行っています。 ○ 今後は、人権を配慮した保育として標準的な基本姿勢を明確にするとともに、人権配慮に関しての定期的な状況把握・評価を通して、子どもを尊重した保育の具体的な取組を明確にしていくことが望まれます。 		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童虐待防止についての対応マニュアルを整備し、権利擁護に配慮した保育を職員に周知しています。また、トイレなど設備面においてもプライバシーの保護に配慮している事例がうかがえました。 ○ 今後は、子どものプライバシー保護について規定、マニュアルを制定し、権利擁護に不適切な事案が発生した場合の対処方法、手順を整備していくことが重要です。 		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-①利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用希望者には図や絵を使い、入園までに準備するものも分かりやすくまとめた要覧や入所のしおり等を用いて、丁寧な情報提供に努めていることがうかがえました。また、提供資料については、年1回、定期的に見直しています。 ○ 今後は、理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、多くの人が入手できるよう配慮していくことが望まれます。 		
31	Ⅲ-1-(2)-②保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育の開始及び保育内容の変更時は、入園にあたりわかりやすい資料、冊子を作成して十分な説明を行い、保護者の意向に配慮し、理解しやすい工夫が行われていることがうかがえます。 ○ 今後は、保護者の同意を明確にしていくとともに、視覚や聴覚に障害がある方や外国人など、配慮が必要な保護者への対応について、検討していくことが望まれます。 		

32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多可町子供未来課と連携し、多可町指導要録を用いて、小学校等への引継ぎが行われていますが、保育所等の変更の取組は確認出来ませんでした。 ○ 今後は、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定め、利用終了後も相談できる窓口をより明確にしていくことが重要です。 		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者には年に2回アンケートをとり、満足度調査を行っています。また、個別懇談会を通して出た意見は、担任より職員会議で議題にあげられ、具体的な改善につなげられています。 ○ 今後は、日々の保育のなかで、子どもの満足を把握する具体的な方法の構築が望まれます。 		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 苦情解決のフローチャートを整備され、相談苦情対応の窓口をはじめ、苦情解決の体制を整備しています。また、保護者からの意見や苦情がある場合は、苦情受付簿や苦情対応記録に記入し、保護者にフィードバックしていることがうかがえました。 ○ 今後は、苦情受け付け体制を掲示するとともに、意見箱を設置するなど、さらに苦情や意見・要望が保護者より出しやすい工夫が望まれます。 		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ プライバシーに配慮した会議室や休憩室を活用し、相談しやすい環境を整備されています。 ○ 今後は、園内のみならず園外の多様な相談など、相談方法を明示していくことが望まれます。 		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者アンケートを通して相談や意見を把握するとともに、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、傾聴に努めていることがうかがえます。 ○ 今後は、意見提案（苦情）に関する対応マニュアルを整備し、更に保護者の意見を積極的に把握する取組を明確にしていくことが望まれます。 		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故発生時の対応と安全確保についての手順書を整備し、ヒヤリハットなど、安全を脅かす事例の収集を通じて安全確保に向けた点検と検討が行われています。 ○ 今後は、発生要因の分析を行い、今後の改善に向けた取組を明確にしていくことが望まれます。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 養護教諭を中心に、職員会議において感染症の予防・安全確保の研修を実施し、保健だよりで保護者に注意喚起を行うなど、感染症の予防策を講じていることがうかがえます。 ○ 今後は、感染症予防、発生時対応については感染症マニュアルを整備していくことにより、組織としての取組を明確にしていくことが望まれます。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備防災計画を整備し、火災にとどまらず、地震、水害、不審者対応など様々な場面での対応が定められています。また、自治会とも連携し、緊急時の連絡体制を整備し、年間の避難訓練を実施されています。 ○ 今後は、備蓄や安否確認の方法について明確にし、すべての職員に対して周知を進めていくことが望まれます。 		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知している。	b
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食中毒についてのマニュアルを整備し、食中毒が起こった場合の対策について、職員会議等で周知することで、食中毒に関する予防と対策が講じられています。 ○ 今後は、食中毒に関する予防と対策について見直し、更に充実させていくことが期待されます。 		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知している。	a
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不審者対応のマニュアルに基づいて、年1回、警察と連携の上、研修が実施されています。また、警察への通報の際の暗号を定期的に変更するなど、マニュアルの見直しが行われています。 		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育マニュアルには、子どもの尊重やプライバシーの保護、権利擁護に係わる姿勢が示され、月1回の職員会議などで実践状況の確認や研修を行い、周知徹底が図られています。 ○ 今後は、園の状態に合わせた保育に関するマニュアルを整備されることで、園のスタンダードな保育・教育を確立していくことが重要です。 		
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 月1回の企画会議で保育の標準的な実施方法の検証・見直しを行い、問題点は職員会議で検討されています。また、保護者アンケートを通じて、あげられた意見・提案を反映させています。 ○ 今後は、指導計画の内容を保育・教育の標準的な実施方法の見直しに反映していく仕組みの確立が期待されます。 		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳児未満及び特別な配慮の必要な子供には、一人ひとりの子どもの実態に即した個別計画を立て、保育の実施にあたっています。3歳児以上については、保育課程をもとに各年齢の指導計画を作成し、個別の目標や配慮を明記して保育につないでいます。 ○ 今後は、保護者の意向をはじめ、子どものニーズを把握するための体系だったアセスメントを実施することによって、より子どもの実態に即した保育を展開されることが望まれます。 		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ エリア会議、乳児会議において、指導計画や個別保育計画について評価し、毎月保育についての振り返りをしていることがうかがえます。 ○ しかし、指導計画の見直しについての手順や組織的な仕組みが定められていません。今後は、定期的に指導計画の評価・見直しを行う仕組みの構築が重要です。 		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年齢ごとに統一した様式で発達状況を把握し、子どもの活動状況が日誌に詳細に記録されています。また、月1回の職員会議や企画会議、発達支援部会などで保育の実施状況を検討し、情報の共有に努められています。 ○ 今後は、指導計画にもとづいた記録の充実を図られるとともに、情報の分別や必要な情報が的確に届くよう、記録の活用を明確にしていくことが望まれます。 		

47	Ⅲ-2-(3)-②子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>〈コメント〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもに関する記録等の保存について、パスワードを設定し保管され、個人ファイルは職員室の鍵のかかる書類庫に保管されています。また、個人情報の取り扱いについては、保護者に説明し、同意を取っています。 ○ 今後は、子どもに関する記録や情報の管理に関して、規定やマニュアルを整備していくとともに、職員に対し教育や研修が行われ、更に管理体制を明確にしていくことが望まれます。 		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標にもとづき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	b
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開がされるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	b
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画にもとづく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	b
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	a
A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b

特記事項

- 保育の理念、保育の方針や目標に基づいて、子どもの発達過程や家庭の状況などを踏まえ、保育・教育課程を編成し、年齢に応じた子どもの目標を立てて、保育にあたっています。
- 自然の木材を多く取り入れたゆとりある空間のもと、手作りの遊具などの工夫が見られ、子どもたちがのびのび過ごすことのできる環境を整備しています。
- 3・4・5歳児が好きな遊びを選んで活動する、エリア保育（外遊び）を行っており、5歳児はグループ活動をするなかで、ルールが身につくよう指導し、子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる保育を展開しています。
- 乳児に応じた、清潔で落ち着いたスペースを整備するとともに、担当制の保育を取り入れ、同じ保育者が少人数の乳児に丁寧にかかわることで、家庭的な雰囲気の中で、愛着関係を築いています。
- 年間3～4回心理士による巡回相談、また、北播磨特別支援学校による巡回相談にて生活の様子を見て頂き、指導を受けたり、保護者の同意のもと、医療機関や専門機関への発達相談等に同行し、助言指導を受けています。
- 個別の関わりが必要な子ども達に対して適切な関わりができるように、発達支援部会を月1回開き、対応の検討が行われています。
- 小学校との関わりが持てるよう、夏には進学する小学校へのプール体験に参加し、2学期末には小学校へ訪問し、授業見学、交流の機会をもち、3学期は、各学校へ体験入学を行っています。
- アレルギー疾患のある子どもには、個々のマニュアルを作成し、場合によっては、主治医の指示を得て対応を検討しています。
- 食事については、キュウリやトマト、ピーマンなど育てた野菜を食べることで苦手意識をなくす工夫をしているとともに、子どもの発育状況や体調及び、食物アレルギー児、未摂取児にも考慮した献立・調理など、できるだけ個々にあった給食の提供が行われています。
- 様々な保育の取組がうかがえますが、その取り組みを家族と共有したり、職員間で共有していくには、文書化し、提供する仕組みづくりが重要です。今後は、記録の活用について検討され、チームでの教育・保育づくりを期待します。

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b

特記事項

- 日常的には、主に連絡ノートで密に情報交換を行い、3歳児以上は、送迎時の面談で情報交換し、希望者は連絡ノートを用いています。また、保護者参観日や年2回のオープンスクール、運動会や発表会など、成長を共有できる機会設けて、家庭との連携が図られています。
- 虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する対応マニュアルを整備し、虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていくことが重要です。

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-㉑ 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

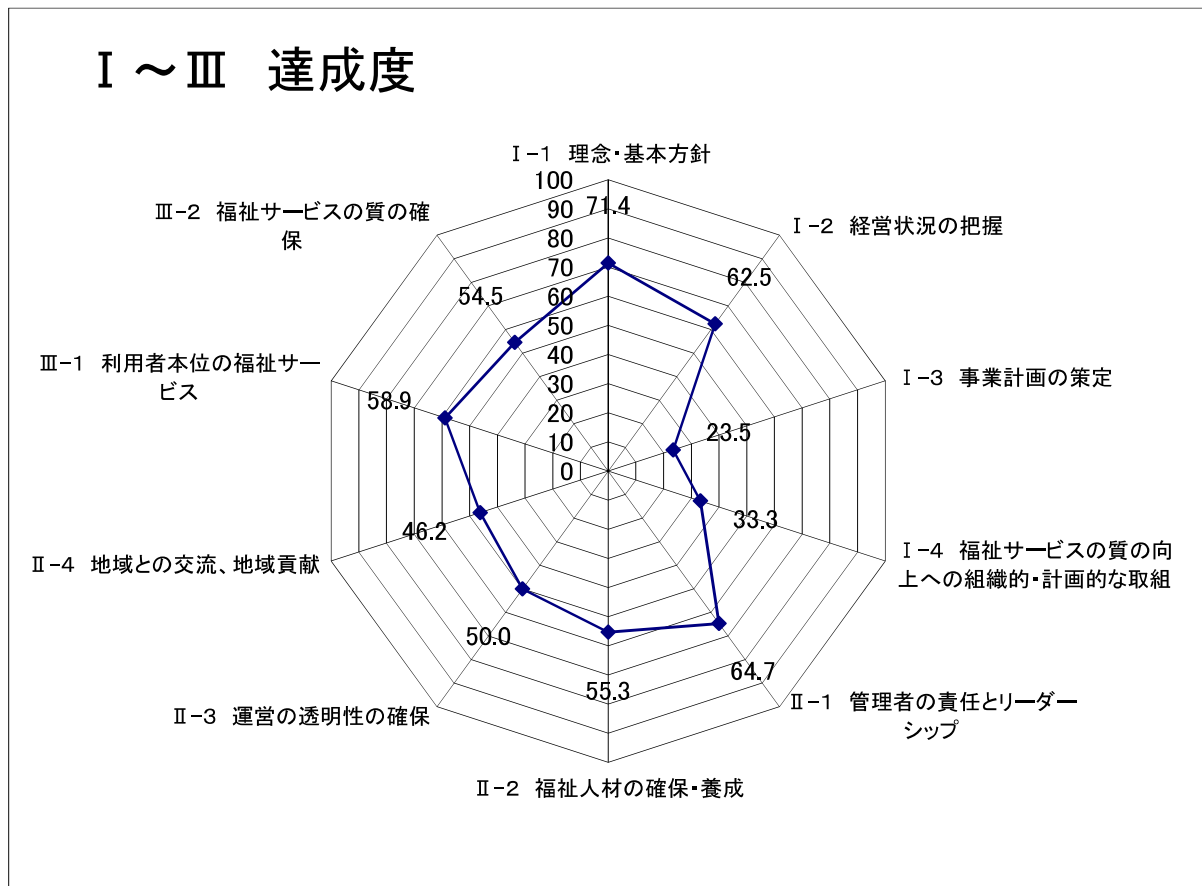
特記事項

- 年3回（8・12・3月）、保育士・幼稚園教諭それぞれが自己評価を行うことで、学期ごとの振り返りをし、次の学期への目標設定につなげ、保育実践の改善に努められています。
- 今後は、自己評価を、園全体の保育実践や保育の質の向上につなげることにより、保育実践の改善や専門性の向上を図っていくことが望まれます。

各評価項目に係る評価結果グラフ

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	5	71.4
I-2 経営状況の把握	8	5	62.5
I-3 事業計画の策定	17	4	23.5
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	3	33.3
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	11	64.7
II-2 福祉人材の確保・養成	38	21	55.3
II-3 運営の透明性の確保	8	4	50.0
II-4 地域との交流、地域貢献	26	12	46.2
III-1 利用者本位の福祉サービス	73	43	58.9
III-2 福祉サービスの質の確保	33	18	54.5
I～III合計	236	126	53.4



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	65	57	87.7
1-(3) 健康管理	17	15	88.2
1-(4) 食事	15	14	93.3
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	3	75.0
2-(2) 保護者等の支援	13	9	69.2
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	3	50.0
A合計	125	105	84.0
総合計	361	231	64.0

